



新型コロナウィルス感染防止に伴う対応について⑯

新型コロナウィルス感染予防に伴う対応につきまして、ご理解・ご協力頂き、誠にありがとうございます。厚生労働省から5月8日より新型コロナウィルス感染症の扱いが、季節性インフルエンザと同等の5類になることから、つくし会の入所系施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、）では**5月8日（月）より以下の通り、面会制限の緩和を進めることと致します。****条件をよく読み、必ず予約してからお越しください。**なお、看取り期のご利用者様への面会や、緊急時等の施設側が必要と判断した場合の面会につきましては、下記の条件に関わらず対応致します。

面会の条件

①面会は土日祝日を除く**平日のみ**可能とし、**事前予約が必要**です。

②面会の人数、回数、時間については以下の通りです。

人数：1名のご利用者様につき、**1回の面会者は3名まで**(4名以上は相談となります)。

回数：**1日1回**で、**週2回を限度**とする。

時間：**平日**の各施設で決められた時間内に、**1回1時間まで**。

③面会者本人または同居の家族に発熱等、新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染が疑われる症状がある場合は面会をご遠慮ください。

④面会者本人が新型コロナウィルスの感染者もしくは濃厚接触者で経過観察中となっている場合は面会禁止です。

⑤面会前にチェックシートの記入と検温を実施します。

⑥面会は各施設の決められた場所で、換気をしながらの実施とします。

⑦面会中のご利用者様及び面会者の**飲食や、マスクを外しての会話は禁止**とします。

※飲食やマスクを外して会話をした場合は、面会中止となる場合がありますのでご注意ください。

今後も状況に応じて対応を変更しながらサービスの提供を行います。変更がありましたら、隨時、お知らせ致します。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い致します。